「御堂筋イルミネーション２０２３業務」

企画提案募集要項

令和５年４月

大阪・光の饗宴実行委員会

「御堂筋イルミネーション２０２３業務」企画提案募集要項

目次

目　次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

２　御堂筋イルミネーション２０２３事業概要　・・・・・・・・・・・・・・・　　２

３　業務概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

（１）業務名称　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

（２）業務内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

（３）契約期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

（４）発注者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

（５）提案上限額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

４　企画提案概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

（１）デザイン・演出等の提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

（２）工程、安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

５　応募資格及び実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

６　業務実施上の条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

７　スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）　・・・・・・・・　　７

８　説明会　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

９　質問の取り扱いについて　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

10　企画提案書の提出　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

11　最優秀提案者の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（１）最優秀提案者の決定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（２）審査方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（３）審査結果の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

（４）結果公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

（５）提案内容の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

12　審査基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

13　不適格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

14　応募者がない場合の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

15　契約交渉者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

16　契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

17　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

**「御堂筋イルミネーション２０２３業務」**

**企画提案募集要項**

**１．はじめに**

　　本要項は、「御堂筋イルミネーション２０２３業務」にかかる企画提案の募集や最優秀提案者の選定等に関して定めるものです。

　「御堂筋イルミネーション２０２３」については、「大阪・光の饗宴２０２３」のコアプログラムとして高い創造性・芸術性・実現性を重視するため、公募型プロポーザルデザインビルド方式(※)により実施します。

（※）デザイン・監修、設計、設置・撤去について、一括して発注する方式

**２．御堂筋イルミネーション２０２３事業概要**

御堂筋イルミネーションは、平成21年度に本格実施し、平成26年度には淀屋橋から難波西口までの約３ｋｍの区間をイルミネーションで装飾し「最も多く街路樹にイルミネーションを施した通り」として世界記録に認定（平成27年１月９日）されました。その後も梅田から難波までに規模を拡大し、大阪の冬の風物詩として定着したところです。

令和５年度は、「輝く未来へつなぐ光のシンボルストリート」をテーマとして、世界の中でさらなる発展をめざす大阪の輝く未来を感じさせ、明るく元気になるような光の風景を演出していきます。

また、新年を明るく迎えていただくため、令和５年も引き続き、12月31日の点灯時間を25時まで延長します。さらに2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に向け、その周知に繋がるコンテンツを盛り込む等、万博の機運を高める取り組みを行っていくものとします。

なお、本事業の内容に変更が生じる場合、別途、協議することとします。

（１）履行場所　御堂筋（大阪市北区阪神前交差点～大阪市中央区難波西口交差点）

　　　　　　　　※実行委員会が指定する場所

（２）御堂筋イルミネーション2023点灯期間

令和５年11月３日（金曜日・祝日）～令和５年12月31日（日曜日）59日間（予定）

点灯時間：17時頃～23時（令和５年12月31日17時頃～25時）

**３．業務概要**

（１）業務名称　御堂筋イルミネーション２０２３業務

（２）業務内容　 ・御堂筋イルミネーション２０２３を実施するためのデザイン等の提案（以下「提案内容」と言う）

・提案内容に基づく基本設計、実証実験及び詳細設計

・詳細設計に基づく設置撤去工事

（３）契約期間　令和５年６月下旬～令和５年10月27日（金）

（設置撤去工事に係る工事請負契約は、令和５年９月上旬から令和６年２月29日（木）までを予定）

（４）発注者　　　大阪・光の饗宴実行委員会

（５）提案上限額　金１９５，８５０，６００円（消費税及び地方消費税額を含む｡）

**４．企画提案概要**

（１）デザイン・演出等の提案

提案にあたっては、御堂筋イルミネーションのテーマ、および事業者が設定したデザインテーマに基づいて、次の条件を満たす内容とするとともに、本募集要項、特記仕様書、提出書類様式集を十分に理解のうえ、必要書類を提出すること。

**【御堂筋イルミネーションのテーマ】**

輝く未来へつなぐ光のシンボルストリート

《テーマの説明》

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けて、世界の中でさらなる発展をめざす大阪の輝く未来を感じさせ、明るく元気になるような光の風景を演出します。

**【提案事項】**

御堂筋イルミネーションのテーマに基づいて、大阪の輝く未来への期待感を高め、多くの人を惹きつけるインパクトある光空間にふさわしい「デザインテーマ」を定め、それをイルミネーション・デザインや演出等により表現する企画を提案すること。

なお、「デザインテーマの視点」は、次のとおりです。

・演出全体を通して、御堂筋イルミネーションのテーマを踏まえたメッセージ性、ストーリー性のあるもの

・大阪の都市ブランドを牽引し、世界に誇れる光景観を演出するもの

・イチョウ並木や風格あるまちなみなど、御堂筋の美しさを感じさせるもの

　　・時代の感性に合致し、人々の共感を得られる光景観を演出するもの　　　　など

**【提案内容に関する条件】**

➀イチョウ並木のイルミネーション

　・事業者が設定したデザインテーマに基づき、圧倒的な光のボリューム感のある演出により、多くの人を惹きつける魅力的かつ独自性のある企画を提案すること。

・大阪のメインストリートを約４ｋｍにわたって装飾するスケール感を活かした個性ある内容であるとともに、御堂筋を楽しく歩くことのできる工夫を提案すること。

・枝全体にイルミネーションを装飾するデザインとすること。

・特に中央エリア（淀屋橋から新橋まで）については、大阪府内外から見にこられた人々に楽しんでいただけるような魅力的な空間創出に向け、実現可能性を踏まえたインパクトある演出（※）について提案すること。

〈（※）インパクトある演出のイメージ〉

　・光の量を増加させるなど、前年を超える圧倒的な光のボリューム感のある演出

　　　　・色や明るさを変化させる等、動きのある光の演出や音楽と光との連動による演出

　　　　・イルミネーションによる新年を迎えるにふさわしい演出

　・時間ごと、または日、週、月単位で色が変わるなど、訪れた来場者が特別感を持てる演出

・ＡＲ等の最新技術を活用した光の演出

　②魅力的な光のスポット

・イチョウ並木のイルミネーション以外にも、御堂筋の沿道（公開空地、難波西口交差点から道頓堀までの歩行者空間等を含む）や令和５年秋頃に供用するなんば駅前広場を活用した魅力的な光のスポットについて、次の項目に留意し、提案するとともに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催の機運醸成に繋がるような内容を提案すること。

　〇光を体感できるような企画（動作や音に連動する等、インタラクティブに光を作用させる企画）

　〇大阪や御堂筋と一目でわかるＳＮＳ映えするスポット

　〈過去の事例〉

・鳩のモティーフを樹木に装飾しライトアップ（2022年）

・虎張り子のオブジェを木箱に入れ、夜間ライトアップ（2021年）

　　・光る文字モニュメント（2019、2021年）

　　・モティーフツリーやスマートフォン上でのＡＲ演出（2020年）

　　・ビルのライトアップ（2019年、2020年、2021年）

　　・参加型プロジェクションマッピング（2018年）

③新型コロナウイルス感染症等拡大防止対策

・業務実施時において、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議等で示される新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策を踏まえた運営を行うこと。

④その他

・夜間だけでなく昼間景観を含め、御堂筋が本来持つ風景との調和を意識したものであること。（特記仕様書第２章第１条３（２）、第３章第８節第４条２参照）

・道路交通や周辺環境に対する安全安心かつメンテナンス性への配慮のあるものとすること。

・特記仕様書に記載している各項目を遵守すること。

　※①～④について提案された取り組みについては、いずれも関係機関と協議のうえ

実施を決定する。

（２）工程、安全性の確保

**【提案事項】**

詳細設計を踏まえた設置撤去工事等を推進するための計画的な工程と適切な安全対策について提案すること。

**【主な業務】**

①基本設計

　　　　御堂筋イルミネーションのテーマに基づく提案内容について「業務計画書」を作成し、本業務に必要な既存図面の活用や現況調査を行い、特記仕様書を踏まえた「基本設計」を行う。

②実証実験

　　　・基本設計に基づき、「実証実験計画書」を作成し、実行委員会等の立会いのもと、実証実験を行うこと。

・実証実験で必要となる地方公共団体、警察、電力会社等への申請手続き資料を作成すること。

・実行委員会の立会確認による意見等について、内容を改善し、必要に応じて再度実証実験を行うこと。

③詳細設計

　　・基本設計及び実証実験を基に、「パース」、「フォトモンタージュ」、工事に伴う「詳細図面」、「数量計算書」、「加重計算書」、「仕様書」、「施工計画書（仮設計画含む。）」、「維持管理計画書」等を作成すること。

④設置撤去工事

・必要となる数量、図面等の作成後に締結する「工事請負契約」に基づく設置撤去工事業務の内容は次のとおり。

|  |
| --- |
| ○設置工事  イルミネーション設置工事については、詳細設計に基づき、本業務受注者と実行委員会の協議により決定した期日までに、設備取り付け等の工事を完了すること。なお、必要な業務内容は、概ね次のとおりである。  ・イルミネーションに使用する各資器材の調達  ・各資器材の設置、配管、配線及び保守管理（マイメッセージツリープレート及びサポーターズツリープレートを含む。）  ・イルミネーション点灯（開宴式当日のカウントダウン点灯作業含む。）  ・イルミネーション点灯期間中の巡回監視  ・各関係機関との調整  ・設置撤去工事に関連する各種関係手続き及び手続きに要する資料等の作成  設置工事については、取付期間として関係機関との協議により変更されることがあるが、令和５年８月中旬から令和５年11月２日を想定している。  点灯期間は、令和５年11月３日から令和５年12月31日を予定している。  本点灯前に実行委員会にデザイン等の仕上がり確認を受けること。  必要に応じ地方公共団体、警察、施設管理者、電力会社、沿道ビル等管理者等への協議・申請手続き資料を作成すること。  ○撤去工事  イルミネーション撤去工事については、受注者と実行委員会の協議により決定した期日までに完了すること。なお、必要な業務内容は、概ね次のとおり。  　　・設置した資機材の撤去  （マイメッセージツリープレート及びサポーターズツリープレートを含む）  　　・劣化等により使用不可となった資器材の選別・廃棄  　　・実行委員会が指定する保管場所への資器材の保管  ○工事請負代金  工事請負代金額については、受注者の当初提案価格の範囲内で、受注者が工事に必要となる数量、図面等を作成し、積算を行った後、実行委員会との協議により決定するものとする。 |

**５．応募資格及び実績**

（１）応募者は次に示す条件にいずれも該当すること。

①　民法及び会社法（「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」含む。以下同じ。）に基づく単独の法人または民法及び会社法に基づく複数法人で形成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。また、単独の法人または複数法人で形成されるグループの構成員は、他のグループの構成員として重複参加しないこと。

　　②　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者。

　　③　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項または第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし､同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けたものが､再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。

④　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項または第２項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第１項または第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という｡）をしていない者または更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者または更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。

　　⑤　大阪府及び大阪市の入札参加停止要綱等に基づき、現に入札参加停止の措置を受けていない者であること。

　　⑥　大阪府の公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則及び大阪市の暴力団排除措置要綱に基づき、現に入札参加除外措置を受けていない者であること。

　　⑦　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税にかかる徴収金を完納していること。

　　⑧　府の区域内に事業所を有しない者にあっては､主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税にかかる徴収金を完納していること。

⑨　消費税及び地方消費税を完納していること。

⑩　単独の法人またはグループのうちいずれか１社は「電気工事」について建設業法に基づく特定建設業の許可を有すること。

⑪　単独の法人またはグループのうちいずれか１社は、応募時点において、大阪府建設

　工事競争入札参加登録業種のうち「電気工事」に登録されており、令和5年度等級

区分に基づく等級「Ｂ等級以上」であること。

⑫　単独の法人またはグループのうちいずれか１社は、「電気工事」について、監理技

　術者資格者証を有する監理技術者または主任技術者（応募時点において直接的な雇用

関係を有しており、その雇用期間が３ヶ月以上であるものに限る。）を専任で配置で

きること。なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。

⑬　業務の管理及び統括を行う「業務責任者」及びイルミネーションのデザインに関す

る「イルミネーションデザイン責任者」を配置できること。なお、在籍出向者及び派

遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。

⑭　単独の法人またはグループのうちいずれか１社は、「電気工事」について、建設業

法第27条の23及び建設業法施工規則第18条の2の規定による経営事項審査を受け

ていること。

（２）応募者は次に示す業務実績を有すること。

　　①　単独の法人またはグループのうちいずれか１社は、「電気工事」について、道路法（昭和27年法律180号）に基づく道路上における道路規制を伴う電気工事の施工実績を有する者であること（提出書類　様式５－１参照）。

②　単独の法人またはグループのうちいずれか１社は、過去10年間における屋外施設

　のイルミネーション施工実績を２件以上有すること（提出書類　様式５－２参照）。

③　イルミネーションデザイン責任者については、過去５年間において、イルミネ

ーションやライトアップ、照明などのデザイン業務の経験と実績を持つ者とする

こと（提出書類　様式６－２参照）。

**６．****業務実施上の条件**

（１）「４．企画提案概要（２）①～④」に示す業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。

（２）実行委員会等との協議により、提案のあったテーマ等が変わらない範囲でデザイン、施工方法等の変更を行うことがある。

（３）業務実施時において、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議等で示される新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策を踏まえた運営を行うこと。

**７．スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）**

①　募集開始日（募集要項等配布） 令和５年４月28日（金曜日）

②　説明会参加申込受付期間 令和５年４月28日（金曜日）

～５月10日（水曜日）午後５時まで

③　説明会の開催日 令和５年５月11日（木曜日）

④　質問書の受付期間 令和５年４月28日（金曜日）

～５月17日（水曜日）午後５時まで

⑤　質問書への回答 令和５年５月24日（水曜日）まで

⑥　企画提案書の提出締切日 令和５年６月５日 （月曜日）午後５時まで

⑦　書類審査 令和５年６月上旬ごろ

⑧　選定委員会　　　　　　　　 令和５年６月９日（金曜日）

⑨　最優秀提案者の決定 令和５年６月中旬ごろ

⑩　契約の締結 令和５年６月下旬ごろ

**８．説明会**

　　本件、企画提案の募集にかかる説明会を次のとおり開催する。応募を検討されている方は、できる限り出席すること。

なお、説明会で配布する資料があるため、応募を検討されている方で説明会に出席できない場合は、事務局に説明会配布資料の送付依頼を行うこと。

【説明会】

　　①　日　　時　　令和５年５月11日（木曜日）午後１時30分～１時間程度

　　②　場　　所　　大阪府　咲州庁舎　４１階　共用会議室⑩

　③　申込方法　　「説明会参加申込書（様式１）」に必要事項を記入し、ＦＡＸまたは電子メールにて事務局まで送信すること。

（※）送信後に着信の確認を電話にて事務局へ行うこと。

④　申込期限　　令和５年５月10日（水曜日）午後５時まで

　⑤　その他　　　当日は次に記載する資料を持参すること。

会場の都合により、出席される方は１社につき２名までとする。

【持参資料】

大阪府のホームページ(以下「ホームページ」という。)から次の資料をダウンロードして持参すること。

・「御堂筋イルミネーション２０２３業務」企画提案募集要項

　　　　　・「御堂筋イルミネーション２０２３業務」特記仕様書

　　　　　・「御堂筋イルミネーション２０２３業務」提出書類様式集

**９．質問の取り扱いについて**

（１）質問方法

この募集に関して質問のある場合は､「質問書（様式１２）」に質問内容等を具体的に記入し、事務局あてにＦＡＸまたは電子メールにて送信すること。送信後に着信の確認を電話にて事務局へ行うこと。実行委員会以外の関係機関に対する質問は行わないこと。

受付期間　令和５年４月28日（金曜日）～令和５年５月17日（水曜日）

受付時間　午前９時30分～正午、午後１時～午後５時まで

（２）回答方法

質問とそれに対する回答を、ホームページにおいて、随時公開する。

（公開にあたっては、質問者を特定できないようにして行う。）

回答期限　令和５年５月24日（水曜日）まで

**10．企画提案書の提出**

（１）提出方法

事務局への持ち込みのみとします。（郵送による提出は認めません。）

　　　　提出時には一切の質問に応じません。

（２）提出期限

　　令和５年６月５日（月曜日）午後５時まで

（３）提出書類及び提出部数

Ａ　以下、（ア）（イ）資料を紙ファイル（Ａ４サイズ）に綴じて提出すること。

【「正本」１部と「副本」15部を提出すること。】

「正本」については、表紙及び背表紙に「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入すること。「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないこと。（表紙及び背表紙含む）

（ア）参加申込書（様式２）

（イ）企画提案書類（様式５～８）

・イルミネーション実績書（様式５－１）

・イルミネーション実績書（様式５－２）

・業務責任者経歴書（様式６－１）

・イルミネーションデザイン責任者経歴書（様式６－２）

・配置技術者名簿（様式６－３）

・企画提案書（Ａ３判ヨコ：様式自由）

　　　　　※企画提案書作成にあたっては、「４.企画提案概要(１)」の【提案内容に関する条件】、「12.審査基準」及び別添の「特記仕様書」を十分に踏まえること。

　　　　　　　※御堂筋イルミネーションのデザイン提案イメージを添付すること。

　　　　　　・企画提案書のポイント（様式７－１）

　※デザイン画含む

　　　　　　　※「12.審査基準（４）審査項目と配点」に記載しているイルミネーションのデザイン・演出等、計画設計施工といった各審査項目の審査のポイントに対して、アピールするポイントを、審査項目ごとに記載すること。

・デザイン画（様式７－２）

※点灯方法（使用電球、数量、設置位置）、消費電力、演出方法等の断面図、正面図、文章などで詳しく提案の特徴を説明すること。

※照明機器の設置方法を記載すること。

※昼間景観をイメージできる資料を作成すること。

※想定される点灯期間中の電気代を記載すること。

「企画提案書」、「様式７－１」及び「様式７－２」には提案者が特定される語句やマーク（企業名等）は記載しないこと。また、紙媒体での提出に加え、PDF化しCDまたはDVDに格納のうえ、１部提出すること。

・受託希望価格提案書（様式８－１）　※設置撤去工事費除く

・受託希望価格内訳書（様式８－２）　※設置撤去工事費除く

※業務委託料の金額は様式８－１の受託希望価格と一致すること。

※別途、積算根拠となる内訳書（様式自由）を添付すること。

・設置撤去工事価格提案書（様式８－３）

・設置撤去工事価格内訳書（様式８－４）

※工事価格が様式８－３の設置撤去工事価格と一致すること。

※別途、積算根拠となる内訳書（様式自由）を添付すること。

Ｂ　以下（ア）～（キ）資料を提出すること。

（１部ずつ提出。グループの場合は構成企業ごとに１部ずつ提出）

（ア）法人概要（様式３）

　 ※会社案内パンフレットがある場合は添付すること

（イ）定款の写し（原本証明してください。）

（ウ）法人登記事項証明書または登記簿謄本（発行日から３ヵ月以内のもの）

（エ）納税証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書（原本または写し）

（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）

府内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県税事務所が発行する納税証明書

（「都道府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）

②税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(原本または写し)

（オ）財務諸表（最近１年間の貸借対照表・損益計算書・株式資本等変動計算書）

（カ）代表者の印鑑証明(３ヵ月以内)

（キ）委任状（必要に応じて）

Ｃ　グループの場合は、以下（ア）～（ウ）資料をＡ４サイズで1部ずつ提出すること。

（ア）グループ構成表（様式４）

（イ）グループ協定書

（ウ）役割分担表　※グループ構成員の名称、役割、担当者等を明らかにしたもの

Ｄ　以下（ア）～（ウ）資料を提出すること。

単独の法人またはグループのうちいずれか１社が１部ずつ提出

（注）５．応募資格及び実績（１）⑫　参照

(ア)監理技術者の資格がある場合

・監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の写し

・監理技術者講習修了証の写し

(イ)主任技術者の資格がある場合

・技術検定合格証明書（実務経験によるものは経歴書）の写し

・資格者証を有する者は、講習修了証の写し

(ウ)監理技術者または主任技術者の健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の写し（雇用確認のため）

※　なお、(ア)（イ）の資格の確認で、資格者証を提出する場合において、同資格者証で雇用関係が確認できるときは、保険証の提出を要しない。

【※】企画提案書類等の取扱い

○著作権及び意匠権

企画提案書類､その他応募者から提出された書類(以下｢企画提案書類等｣という。)

の著作権及び意匠権は､応募者に帰属する｡ただし､実行委員会が当該募集に関する報告等のために必要な場合は、企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

○提出書類の取扱い

企画提案書類等は､当該募集に関する報告等のため必要な場合及び条例等の規定

による情報公開手続による場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

○提出書類の返却

企画提案書類等は返却しない。

（３）重複提案の禁止

単独の法人またはグループは、本業務について一つの提案しか行うことはできない｡

また、他のグループに属して、重複提案することはできない。イルミネーションデザイン責任者の重複も認めない。

**11．最優秀提案者の決定**

（１）最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者は、選定委員会での審査により決定する。

（２）審査方法

①書類審査

提出された書類について、事務局にて「５．応募資格及び実績」に記載する要件を満たしているか書類審査を行う。書類審査の結果、応募資格がないと判断した場合、その応募者に対して応募資格がない旨をその理由と合わせて書面にて通知する。

通知内容に関して不服がある場合には、理由の説明を求めることができる。

理由請求を行う際は、通知を受けた日の翌日から起算して７日（土、日、祝日を除く。）以内に事務局へ電話連絡のうえ理由請求書を持参すること。

　　②提案内容の審査

・提案内容の審査は選定委員会にて行う。選定委員会は非公開とする。

・「①書類審査」の通過者を選定委員会のプレゼンテーション対象者として選定し、選定の結果については、応募者全員に通知する。また、プレゼンテーション対象者には、併せて選定委員会の日時及び場所を通知する。

・選定された応募者が１者または１グループである場合にも選定委員会は開催する。

・プレゼンテーション対象者は、選定委員会において、提案内容について説明を行い、選定委員会委員より質疑を実施する。

・選定委員会では「12．審査基準」に準じて審査を行い、評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者に選定する。

評価点の合計点数が最も高い者が同点で２者以上の場合は、審査項目の「インパクト、独自性」の評価点が最も高い者、「実現可能性」の評価点の最も高い者の順で最優秀提案者を決定する。

その時点でも評価点が同点で２者以上の場合は、最も低い価格で企画提案を提出した者を最優秀提案者とする。

更に、その最も低い価格についても、同額で企画提案を提出した者が２者以上ある場合は、くじにより最優秀提案者を決定する。

審査項目と配点は、「12．審査基準」のとおりである。

【※プレゼンテーションの説明方法】

企画提案書類等のみを使用して説明することとし、追加資料は受理しない。

その他留意事項については、別途、書面により通知する。

（３）審査結果の通知

選定された最優秀提案者に対しては「選定通知書」によりその旨を、また選定されなかった者に対しては「非選定通知書」により通知する。ただし、次点者にはその旨を付して通知する。

（４）結果公表

　①公表方法

ホームページ等において、選定結果に関する情報を公表し、広く周知する。

　②公表時期及び公表内容

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を最優秀提案者の選定後、速やかに公表するものとする。

（イ）最優秀提案者と評価点・提案金額

（ロ）全提案者の名称（※申込順）

（ハ）全提案者の評価点（※得点順　内容は（イ）に同じ）

（ニ）最優秀提案者の選定理由

　・ 選定結果に関する情報は、ホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、（ロ）と（ハ）との対応関係を明らかにしないこととし、（ロ）は申込順に、（ハ）は評価点（品質点と価格点の合計）の得点順にそれぞれ記載する。

　・　応募が１者若しくは２者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については、（イ）を公表し、（ハ）は公表しないこととする。この場合は、最優秀提案者の選定理由（ニ）において、選定理由がより解り易いように示す。

（５）提案内容の変更

契約締結後の関係者及び関係機関との協議・調整・指導などにより、最優秀提案者の提案したイルミネーションのデザイン等について変更する必要があると実行委員会が認めた場合､最優秀提案者は可能な限り提案内容を変更すること。

**12．審査基準**

（１）提案上限額は、金１９５，８５０，６００円（消費税及び地方消費税額を含む｡）

　　※設置撤去工事費含む

（２）提案上限額の範囲で、本業務にかかる受託希望価格（業務委託価格）と設置撤去工事費を算出し、それぞれ受託希望価格と設置撤去工事価格を提案すること。

（３）審査項目の基準点は全審査項目の６割とし、評価点の合計が150点満点中90点（６割）未満の場合は、最優秀提案者として選定しない。

（４）審査項目と配点

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 審査のポイント | 配点 | |
| イルミネーションのデザイン・演出等 | インパクト、独自性 | ・御堂筋イルミネーションのテーマに沿った事業者のデザインテーマに基づき、光のボリューム感があり、魅力的かつ独自性のある企画を提案できているか。  ・魅力的な空間創出に向け、インパクトある新たな演出について提案があるか。  ・大阪のメインストリートを約４ｋｍにわたって装飾するスケール感を活かした個性ある企画であるとともに、御堂筋を楽しく歩くことのできる企画となっているか。 | 65 | 110 |
| 魅力的な光のスポット | ・大阪や御堂筋と一目でわかるＳＮＳ映えする魅力的な光のスポットとなっているか  ・2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催の機運醸成に繋がるような企画内容となっているか。 | 20 |
| 周辺景観とのバランス | ・夜間だけでなく昼間景観を含め、御堂筋が本来持つ風格ある街並みと調和し、魅力向上につながる企画となっているか。 | 10 |
| 実現可能性 | ・提案されたデザイン・演出について、実現可能性は高いか。  ・道路としての交通機能・規制など十分配慮した提案となっているか。  ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、来場者が一か所の施設や公開空地等に留まらないようなデザインであること。 | 15 |
| 計画設計施工 | 工程の推進 | ・各種申請などを理解した工程推進となっているか。  ・無駄のない効率的な工程となっているか。 | 15 | 30 |
| 安全性の確保 | ・施工や配線工事等に関し安全対策が適切な計画となっているか。  ・雨天時など天候への配慮ある計画となっているか。  ・イルミネーション及び電源設置方法が適切であるか。  ・施工に対して、歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討されているか。  ・沿道ビル等に影響を与えていないか。  ・工事中の管理体制が整っているか。  ・会期中のメンテナンスや管理等の体制が整っているか。  ・実証実験及び本工事について、周辺環境への配慮及び安全対策が適切であるか。 | 15 |
| 価　　格 | 提案価格のうち最低価格  満点(10点) ×　　　　 　　　　　　　　　＝ 得点  自社の提案価格  ※ 提案価格は、業務委託価格及び設置撤去工事価格のそれぞれ合計価格とする。  なお、提案上限額を上回る提案の場合は不適格とする。 | | 10 | |
| 合　　計 |  | | 150 | |

**13．不適格**

次のいずれか一つに該当する応募者は、不適格（選定対象からの除外）とする。なお、大阪府及び大阪市の入札参加資格停止要項等に基づき、入札参加停止等の措置及びその情報の公表を講じることがある。

（１）応募者が選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

（２）他の提案者と応募提案の内容またはその意思について、相談を行った場合

（３）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

（４）応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

（５）応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に「５．応募資格及び実績」の応募資格の条件に該当しなくなった場合

（６）公募型プロボーザルデザインビルド方式による事業者の選定にあたり、事業者に不正行為等があったと認められる場合

（７）あらかじめ連絡したプレゼンテーションに出席しなかった場合

（８）書類審査の結果、「５．応募資格及び実績」に記載する要件を満たしていないと判断した場合

（９）提案された受託希望価格（業務委託価格）及び設置撤去工事価格の合計額が、「12．審査基準（１）」の提案上限額を上回っている場合

（10）その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

**14.応募者がない場合の取扱い**

応募者が１者の場合であっても審査を実施する。ただし、応募者がない場合は、本件の公募を中止する。

**15．契約交渉者**

実行委員会は、特別な理由がないかぎり最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する。

ただし、辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、「12．審査基準」の要件を満たす応募者のうち、あらかじめ選定した次点者がいる場合には、その者を契約交渉の相手方とする。

**16．契約の締結**

（１）契約の締結にあたり、次の誓約書等を提出すること。

・大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書（様式９）

契約締結前に提出すること

　　・社会保険等に関する誓約書（様式１０）

設置撤去工事契約締結前に提出すること

　　・請負代金内訳書（様式１１）

設置撤去工事契約締結時に提出すること

　　・グループ使用印鑑届

　　・見積書

（２）契約に関する事項は、「業務委託契約書（案）」による。

なお、次の場合、契約交渉の相手方としての資格を取消し、契約を締結しないときがある。

①正当な理由なく実行委員会の指定する期日までに契約締結に応じなかった場合

②その他、本要項に違反した場合

（３）契約交渉の相手方の責めに帰すべき事由により、契約締結に至らなかったときは、契約交渉の相手方は違約金として提案した受託希望価格（消費税抜きの額）の100分の110に相当する金額の100分の２に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

**17．その他**

（１）本業務の再委託は認めない。(ただし、業務の一部について実行委員会が承認した場合は除く。)

（２）応募提案及びプレゼンテーションに係る費用は、全て応募者の負担とする。

（３）追加資料の配布や募集に関する連絡事項がある場合は、ホームページにおいて通知する。

（４）契約締結後、提案されたデザイン及び成果物の著作権は「業務委託契約書(案)」条項第６条の規定により、実行委員会に無償で譲渡するものとする。

（５）採用された場合でも、地元及び行政等との調整により、提案事業すべてを実施できない可能性がある。実施できない事業にかかる事業費は、総事業費から控除することを了承すること。

《事務局》

　大阪・光の饗宴実行委員会事務局 御堂筋イルミネーション担当

　　（大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力づくり推進課 内）

〒559-8555　大阪市住之江区南港北１丁目１４番１６号

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）３７階

　　　　　　電話番号　　０６－６２１０－９３０４（直通）

　　　　　　ＦＡＸ　　　０６－６２１０－９３１６

　　　　　　電子メール　[toshimiryoku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:toshimiryoku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)

　大阪・光の饗宴公式ホームページ　<http://www.hikari-kyoen.com/>

　　　大阪府ホームページ<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/illumi/index.html>